

国立大学法人鹿屋体育大学における行政機関等匿名加工情報の取扱いに関する規程

〔平成29年5月23日〕
規程第10号
改正 令和元年12月10日
規程第37号
令和4年8月1日
規程第18号

(趣旨)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法第57条。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「保護委員会規則」という。）、及び国立大学法人鹿屋体育大学個人情報保護規則（令和4年規則第40号。以下「保護規則」という。）第32条第4項に基づき、国立大学法人鹿屋体育大学（以下「本学」という。）が作成する行政機関等匿名加工情報の提供に係る取扱いに関する事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、保護規則第2条の定めるところによる。

(行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等)

第3条 法第107条の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報（匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下同じ。）を作成することができる。

2 次の各号のいずれかに該当する場合を除き、行政機関等匿名加工情報を提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 保有個人情報を利用目的のために第三者に提供することができる場合において、当該保有個人情報を加工して作成した行政機関等匿名加工情報を当該第三者に提供するとき。

3 法第69条の規定にかかわらず、本学は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために削除情報（保有個人情報に該当するものに限る。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

4 前項の「削除情報」とは、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号をいう。

(個人情報ファイル簿への記載)

第4条 行政機関等匿名加工情報を作成したときは法第115条に基づき、本学が保有している個人情報ファイルへ次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 第6条第1項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨

(2) 第6条第1項の提案を受ける組織の名称及び所在地

(提案の募集)

第5条 法第109条の規定に基づき、定期的に、保有している個人情報ファイル（個人情報ファイル簿に前条第1号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下この章において同じ。）について、次条第1項の提案を募集するものとする。

2 前項の規定による提案の募集は、毎年度1回以上、当該募集の開始の日から30日以上期間を定めて、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

3 提案の募集に関し必要な事項は、あらかじめ公示するものとする。

(行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案)

第6条 前条の規定による募集に応じて行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供する匿名加工情報取扱事業者になろうとする者は、本学に対し、当該事業に関する提案をすることができる。

2 前項の提案は、個人情報保護委員会規則で定めるところによる次に掲げる事項を記載した行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書(別記様式第1。以下「提案書」という。)を本学に提出しなければならない。

- (1) 提案をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 提案に係る個人情報ファイルの名称
- (3) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数
- (4) 前号に掲げるもののほか、提案に係る行政機関等匿名加工情報の作成に用いる第10条第1項の規定による加工の方法を特定するに足りる事項
- (5) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法その他当該行政機関等匿名加工情報がその用に供される事業の内容
- (6) 提案に係る行政機関等匿名加工情報を前号の事業の用に供しようとする期間
- (7) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の漏えいの防止その他当該行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置
- (8) 提案に係る行政機関等匿名加工情報に関して希望する提供の方法

3 前項の書面には、次に掲げる書面その他個人情報保護委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

- (1) 第1項の提案をする者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面(別記様式第2)
- (2) 前項第5号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面

4 代理人によって第1項の提案をする場合にあっては、前項の提案書に委任状(標準様式第3)を添えて行わなければならない。

(欠格事由)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第1項の提案をすることができない。

- (1) 未成年者
- (2) 心身の故障により前条第1項の提案に係る行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者として個人情報保護委員会規則で定めるもの
- (3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (4) 禁錮以上の刑に処せられ、又は法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- (5) 法第118条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者
- (6) 法人その他の団体であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

(提案の審査等)

第8条 第6条第1項の提案があつたときは、当該提案が次に掲げる基準に適合するかどうかを総務委員会において審査しなければならない。

- (1) 第6条第1項の提案をした者が前条各号のいずれにも該当しないこと。
- (2) 第6条第2項第3号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、1,000人以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。
- (3) 第6条第2項第3号及び第4号に掲げる事項により特定される加工の方法が第11条第1項の基準に適合するものであること。

- (4) 第6条第2項第5号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。
 - (5) 第6条第2項第6号の期間が、第6条第2項第5号の事業並びに同号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法からみて必要な期間を超えないものであること。
 - (6) 第6条第2項第5号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法並びに同項第7号の措置が行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。
 - (7) 本学が提案に係る行政機関等匿名加工情報を作成する場合に、本学の事務の遂行に著しい支障を及ぼさないものであること。
- 2 本学は、前項の規定により審査した結果、第6条第1項の提案が前項各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該提案をした者に対し、次に掲げる書類を添えて、審査結果通知書（別記様式第4）によって通知するものとする。
 - (1) 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書（別記様式第5）
 - (2) 前号の締結の契約書（当該締結に限る意向を踏まえた条項を加えられるもの）
 - 3 本学は、第1項の規定により審査した結果、第6条第1項の提案が第1項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないと認めるときは、当該提案をした者に対し、理由を付して、個人情報保護委員会規則で定める事項を記載した書面（別記様式第6）により、その旨を通知するものとする。

（行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結）

第9条 前第8条第2項の規定による通知を受けた者は、第8条第2項及び第3項の書類を提出するところにより、本学との間で、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる。

（行政機関等匿名加工情報の作成等）

- 第10条 行政機関等匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める次に掲げる基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない。
- (1) 保有個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
 - (2) 保有個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
 - (3) 保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に本学において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）。
 - (4) 特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
 - (5) 前各号に掲げる措置のほか、保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の保有個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報ファイルの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。
- 2 前項の規定は、本学から行政機関等匿名加工情報の作成の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（行政機関等匿名加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載）

第11条 行政機関等匿名加工情報を作成したときは、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる

事項を第9条に規定した各号に加えて記載しなければならない。

- (1) 行政機関等匿名加工情報の本人の数及び行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目
- (2) 次条第1項の提案を受ける組織の名称及び所在地
- (3) 次条第1項の提案をすることができる期間

(作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等)

第12条 前条の規定により個人情報ファイル簿に同条第1号に掲げる事項が記載された行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、本学に対し、当該事業に関する提案をすることができる。当該行政機関等匿名加工情報について第9条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 第6条第2項及び第3項、第7条、第8条並びに第9条の規定は、前項の提案について準用する。この場合において、第6条第2項中「次に」とあるのは「第1号及び第4号から第8号までに」と、「別記様式第1」とあるのは「別記様式第7」と、同項第4号中「前号に掲げるもののほか、提案」とあるのは「提案」と、「の作成に用いる第10条第1項の規定による加工の方法を特定する」とあるのは「を特定する」と、第8条第1項中「次に」とあるのは「第1号及び第4号から第7号までに」と、同条第2項中「前項各号」とあるのは「前項第1号及び第4号から第7号まで」と、「別記様式第4」とあるのは「別記様式第8」と、同条第4項中「第1項各号」とあるのは「第1項第1号及び第4号から第7号まで」と、「別記様式第6」とあるのは「別記様式第9」と読み替えるものとする。

(手数料)

第13条 第9条(前条第2項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者は、本学の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

- 2 前項の手数料の額は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 第6条の提案は次に掲げる費用を合わせた額
 - イ 受付、審査、通知に要する基本的事務費用として21,000円
 - ロ 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円
 - ハ 行政機関等匿名加工情報の作成を委託した者に対して支払う額(当該委託をする場合に限る。)
 - (2) 第12条第1項前段の提案は、当該行政機関等匿名加工情報について第6条の提案を行った者が支払った前号による手数料と同額
 - (3) 第12条第1項後段の提案は、12,600円
- 3 本学は、前2項の規定による定めを広く一般の閲覧に供しなければならない。

(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の解除)

第14条 本学は、第9条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。
- (2) 第7条各号(第12条第2項において準用する場合を含む。)のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

(識別行為の禁止等)

第15条 行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

- 2 法第119条第2項の規定により、行政機関等匿名加工情報、第3条第3項に規定する削

除情報及び第10条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報(以下この条及び次条において「行政機関等匿名加工情報等」という。)の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める次の各号の措置を講じなければならない。

- (1) 行政機関等匿名加工情報等を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
 - (2) 行政機関等匿名加工情報等の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って行政機関等匿名加工情報等を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
 - (3) 行政機関等匿名加工情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による行政機関等匿名加工情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。
- 3 前2項の規定は、本学から行政機関等匿名加工情報等の取扱いの委託(2以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(従事者の義務)

第16条 本学において行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事する教職員等又は従事していた者、及び前条第2項の受託業務に従事している者又は従事していた者は、行政機関等匿名加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(匿名加工情報等の取扱いに係る義務)

第17条 匿名加工情報(行政機関等匿名加工情報を除く。以下この条において同じ。)を第三者に提供する時は、法令に基づく場合を除き、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公式Webサイト等で公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を電子メールの送信又は書面等により明示しなければならない。

- 2 匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第10条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 3 匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会の定める次の各号の措置を講ずる。
 - (1) 匿名加工情報等を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
 - (2) 匿名加工情報等の取扱いに関する規定類を整備し、当該規定類に従って匿名加工情報等を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
 - (3) 匿名加工情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。
- 4 前項の規定は、本学から匿名加工情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、委託を受けた者(2以上の委託を含む。)における当該業務の安全管理措置について準用する。

(苦情処理)

第18条 本学は、本学における独立行政法人等非識別加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

- 2 前項の事態が発生した場合の対応については、別に定める。

(雑則)

第19条 この規程の運用に係る事務の取りまとめについては、企画・広報室において行う。

附 則 (平29.5.23規程第10号)
この規程は、平成29年5月30日から施行する。

附 則（令元. 12. 10 規程第37号）
この規程は、令和元年12月10日から施行する。

附 則（令4. 8. 1 規程第18号）
この規程は、令和4年8月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別記様式第 1

行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

年 月 日

国立大学法人鹿屋体育大学長 様

郵便番号

(ふりがな)
住所又は居所

(法人その他団体にあつては、本店又は主たる
事務所の所在地を記載すること)

(ふりがな)
氏名

(
法人その他の団体にあつては、名称及び代表
者の氏名を記載すること。)

連絡先

(連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレス
を記載すること。担当部署等がある場合は、
当該担当部署名及び担当者を記載すること。)

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第 110 条第1項の規定により、以下のとおり
行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案をします。

1. 個人情報ファイルの名称
2. 行政機関等匿名加工情報の本人の数
3. 加工の方法を特定するに足りる事項
4. 行政機関等匿名加工情報の利用
 - (1) 利用の目的
 - (2) 利用の方法
 - (3) 利用に供する事業の内容
 - (4) 上記(3)の事業の用に供しようとする期間
5. 漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置
6. 行政機関等匿名加工情報の提供の方法
 - (1) 提供媒体 CD-R DVD-R
 - (2) 提供方法 交付 郵送

(記載要領)

1. 「個人情報ファイルの名称」には、国立大学法人鹿屋体育大学のホームページにおいて公表されている個人情報ファイル簿(法第 110 条第1項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨が個人情報ファイル簿に記載されている個人情報ファイルに限る。以下同じ。)の「個人情報ファイルの名称」を記載すること。
2. 「提供を求める行政機関等匿名加工情報に含まれる本人の数」には、提案をする者が提供を求める行政機関等匿名加工情報に含まれる本人の数(下限は 1,000 人)を記載すること。
3. 「加工の方法を特定するに足りる事項」には、国立大学法人鹿屋体育大学において具体的かつ明確に加工の方法を特定できる情報を記載すること。具体的には、個人情報ファイル簿に掲載されている「記録項目」のうち行政機関等匿名加工情報として提供を希望する記録項目名及び当該記録項目名ごとの情報の程度(例えば、記録項目が「住所」であれば「都道府県名のみ」とする。)を記載すること。
なお、提案のあった個人情報ファイルを構成する保有個人情報に、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 5 条第 1 号以外の不開示情報が含まれる場合、当該不開示情報の該当する部分は加工対象から除かれることに注意すること。
4. 「行政機関等匿名加工情報の利用」には、(1)から(4)までの事項を可能な限り具体的に記載すること。また、(4)の「上記(3)の事業の用に供する期間」には、事業の目的内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。
5. 「漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(仮名加工情報・匿名加工情報編)」を踏まえて記載すること。
6. 「独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法」には、該当する のチェックボックスに「レ」マークを入れること。
7. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

誓 約 書

年 月 日

国立大学法人鹿屋体育大学長 様

(ふりがな)
氏 名

印

(自筆で記入したときは、押印を省略できる。
法人その他の団体にあつては、名称及び代
表者の氏名を記載することとし、代表者が
自筆で記入したときは押印を省略できる。)

個人情報の保護に関する法律

第 110 条第3項
第 116 第2項において準用する
第 110 条第3項

の規定により提案する者(及びその役員)が、同法第 111 条の各号に該当しないことを誓約
します。

(記載要領)

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 役員とは、取締役、執行役、業務執行役員、監査役、理事及び監事又はこれらに準ずるものをいう。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

委任状

(ふりがな)

住所又は居所: 〒 _____

受任者

(ふりがな)

氏 名: _____

連 絡 先: _____

上記の者を代理人とし、(個人情報の保護に関する法律(第 27 条第2項・第 27 条第3項)・個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律(令和2年法律第 44 号)附則第2条・デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第 37 号)附則第7条第3項)の規定による届出手続に関する一切の権限を委任します。

年 月 日

(ふりがな)

住所又は居所: 〒 _____

委任者

(ふりがな)

氏 名: _____

印

連 絡 先: _____

(記載要領)

- 1.
2. 法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載する。
3. 委任者が法人その他の団体にあつては、住所又は居所には本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
4. 連絡先には連絡の取れる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署がある場合は、当該担当部署及び担当者を記載すること。
5. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

屋体大広第 号
年 月 日

審査結果通知書

(提案者) 様

国立大学法人鹿屋体育大学長 印

年 月 日付け「行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、個人情報の保護に関する法律第112条第1項各号に定める基準に適合するものと認めましたので、同条第2項の規定により、以下の事項を通知します。

1. 契約の締結

国立大学法人鹿屋体育大学長との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、下記2.に従って手数料を納付の上、個人情報の保護に関する法律施行規則第59条第1項各号に掲げる「行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結申込書」を 年 月 日 (必着)までに提出してください。

2. 手数料

- (1) 納付すべき手数料の額
- (2) 手数料の納付方法
- (3) 手数料の納付期限

3. 行政機関等匿名加工情報の提供の方法

4. その他

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結申込書

年 月 日

国立大学法人鹿屋体育大学長 様

郵便番号

(ふりがな)
住所又は居所

(法人その他団体にあつては、本店又は主たる
事務所の所在地を記載すること)

(ふりがな)
氏名

(
法人その他の団体にあつては、名称及び代表者
の氏名を記載すること。)

連絡先

(連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレス
を記載すること。担当部署等がある場合は、
当該担当部署名及び担当者を記載すること。)

年 月 日付け 屋体大広第 号の「審査結果通知書」を受領しましたので、

行政機関等匿名個人情報保護に関する法律

第113条
第116条第2項で準用する
第113条

の規定により、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を申し込みます。

(記載要領)

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料は、行政機関等匿名個人情報の保護に関する法律第112条第2項の規定による行政機関等匿名加工情報の提供に関する規則別記様式第3により通知した事項に従って納付すること。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

屋体大広第 号
年 月 日

審 査 結 果 通 知 書

(提案者) 様

国立大学法人鹿屋体育大学長 印

年 月 日付け「行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、以下の理由により、個人情報の保護に関する法律第 112 条第1項第号の基準に適合しないと認めるので、同条第3項の規定により通知します。

(提案が個人情報の保護に関する法律第 112 条第1項第 号に掲げる基準に適合しない理由)

(記載要領)

1. 「提案が個人情報の保護に関する法律第 112 条第1項各号に掲げる基準に適合しないと認める理由」は、適合しないと認める該当基準及びその判定内容をできる限り具体的に記載すること。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

年 月 日

作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

国立大学法人鹿屋体育大学長 様

(ふりがな)
住所又は居所:〒

(法人その他団体にあつては、本店又は主たる
事務所の所在地を記載すること)

(ふりがな)
氏名:

(
法人その他の団体にあつては、名称及び代表
者の氏名を記載すること。)

連絡先 :

(連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレス
を記載すること。担当部署等がある場合は、
当該担当部署名及び担当者を記載すること。)

個人情報の保護に関する法律

の

第116条第1項前段
第116条第1項後段

の規定により、次のとおり加工情報をその用に供して行う事業(又は事業の変更)に関する提案をします。

1. 提案に係る行政機関等匿名加工情報を特定するに足りる情報

2. 行政機関等匿名加工情報の利用

- (1) 利用の目的
- (2) 利用の方法
- (3) 利用に供する事業の内容
- (4) 上記(3)の事業の用に供しようとする期間

3. 漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置

4. 行政機関等匿名加工情報の提供の方法

- (1) 提供媒体 CD-R DVD-R
- (2) 提供方法 交付 郵送

(記載要領)

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 「提案に係る行政機関等匿名加工情報を特定するに足りる事項」には、法第 108 条の規定により個人情報ファイルに記載された行政機関等匿名加工情報の概要を記載すること。
3. 「行政機関等匿名加工情報の利用」には、(1)から(4)までの事項を具体的に記載すること。また、(4)の「上記(3)の事業の用に供する期間」には、事業の目的内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。
4. 「漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(仮名加工情報・匿名加工情報編)」を踏まえて記載すること。
5. 「行政機関等匿名加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること(法第 116 条第1項前段の提案をする場合に限る。)
6. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

屋体大広第 号
年 月 日

審査結果通知書

(提案者) 様

国立大学法人鹿屋体育大学長 印

年 月 日付け「作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、個人情報の保護に関する法律第 116 条第2項で準用する第 112 条第1項第1号及び第4号から第7号までに定める基準に適合するものと認めましたので、同条第2項の規定により、以下の事項を通知します。

1. 契約の締結

国立大学法人鹿屋体育大学との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、下記2.に従って手数料を納付の上、個人情報の保護に関する法律施行規則第 59 条第1項各号に掲げる「行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結申込書」を 年 月 日(必着)までに提出してください。

2. 手数料

- (1) 納付すべき手数料の額
- (2) 手数料の納付方法
- (3) 手数料の納付期限

3. 行政機関等匿名加工情報の提供の方法

4. その他

注：用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

審査結果通知書

(提案者)様

国立大学法人鹿屋体育大学長 印

年 月 日付け「作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、以下の理由により、個人情報の保護に関する法律第 116 条第2項で準用する第 112 条第1項第__号の基準に適合しないことから、同条第3項の規定により通知します。

(提案が個人情報の保護に関する法律第 116 条第2項で準用する法第 112 条第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合しないと認める理由)

(記載要領)

- 1.「提案が個人情報の保護に関する法律第 116 条第2項で準用する第 112 条第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合しないと認める理由」は、適合しないと認める該当基準及びその判定内容をできる限り具体的に記載すること。
- 2.用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。